
重要事項説明書

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜中央病院附属訪問看護ステーション



重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	山本 修一
所在地・連絡先	(住所) 東京都港区高輪 3 - 22 - 12 (電話) 03 (5791) 8220

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO：ジェイコー） 横浜中央病院附属訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 横浜市中区山下町 268 番地 (電話) 045-681-9536 (FAX) 045-681-9561
事業所番号	1460490193
管理者の氏名	大内 和子

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針	1. ステーションの看護職員は、指定訪問看護の提供に当たり、要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2. ステーションの看護職員は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 4. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。（令和6年3月31日までの間は努力義務）

(3) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	—	1名	—	
事務職員		—	1名	—	—	

①管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供を行います。

②看護職員

看護師は、主治医の指示書及び居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、訪問看護の提供を行います。

③事務職員

事務職員は、介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業務時間
月曜日～金曜日 但し、原則として祝日・年末年始(12/29～1/3)は除きます。	8：30～17：15 〔 サービス提供時間 〕 9：00～17：00

4 サービス内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明、提供

5 サービス利用料及び利用者負担

訪問看護サービス利用料に関しては別紙のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：大内 和子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 緊急時の対応について

利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を講じます。また、緊急連絡先にご連絡いたします。

8 秘密保持

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。(令和6年4月より義務化)

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

12 業務継続計画の策定等について (令和6年4月より義務化)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 相談窓口・苦情等

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-681-9536
FAX 番号	045-681-9561
担当者	大内 和子

○ その他、お住まいの区役所または神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎16階
	電話番号 045-671-3413
	対応時間 月曜日～金曜日の8:45～17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1
	電話番号 045-329-3447
	対応時間 月曜日～金曜日の8:30～17:15

14 提供するサービスの第三者評価について 実施有

15 看護学生実習受け入れ施設について

当事業所は、看護学生の臨地実習の受け入れ施設として協力しております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願い致します。尚、同行訪問する際には、事前にご連絡いたします。

- (1) 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、利用者または利用者のご家族の同意を得て行います。安全性の確保を最優先とし、事前に看護教員や看護師の助言、指導を受けています。
- (2) 利用者および利用者のご家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- (3) 利用者および利用者のご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- (4) 学生は、臨地実習を通して知り得た利用者および利用者のご家族の方々に関する情報について、他者に漏らすことのないよう個人情報保護に留意します。

令和 年 月 日

上記のとおり説明を行ないました。

事業者 所在地 神奈川県横浜市中区山下町 268 番地
事業社名 独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜中央病院附属訪問看護ステーション

説明者名 _____

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ (続柄)